

平成29年4月28日

平成29年2月24日「第10回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料4から変更なし

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」

成果として提示すべき事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 真紀子

「社会的養護の課題と将来像」は、2011年6月施設の人員に関する児童福祉施設最低基準の見直しが行われたことを受けて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員の中で、里親および各施設種別の代表者と当事者団体の代表者で「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げて検討され、作成された。

その際、2009年12月に国連総会にて採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」に関しては、その精神や内容が十分に議論されないまま、それまでの委員会で議論されてきた「家庭的」養護と国連指針の「家庭」養護（family-based care）および「家庭的」養護（family-like care）の整合性を表層的に示したのみであった。

その結果、多くの問題点が生じている。その一部を以下に掲げる。

- 1) 社会的養護が「家庭で養育できない子どもの養育」という狭い観点で語られており、全ての子どもの養育に関する社会（国連指針では国）の責任という観点が不明確である。
- 2) 国連指針で述べられている子どもが家庭で育つ権利に関しての原則が不明確である。
- 3) 「社会的養護の将来像」としながらも、既存のシステムの側から見ており、子どもを中心として、在宅を含めた社会的養護のるべき将来像全体を提示していない。
- 4) 養育の永続性に関しての議論が希薄で、養子縁組に関しての記載がほとんどない。
- 5) 小規模化・地域化は児童養護施設のみに適応され、他の施設に適応されていない。
- 6) 国連指針が排除を求める大型や大倉施設が残る形での方向性の提示となっている。
- 7) ファミリーホームをすべて里親として「家庭」（family-based care）とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関しての言及がない。
- 8) 社会的養護にとって最も重要な児童相談所が行うソーシャルワークに関しては全く議論されていない。
- 9) 地域の子ども家庭に対する養育支援に関しては、社会的養護が支援するという立場でのみ語られ、地域での養育支援は議論されていない。
- 10) 社会的養育のるべき全体像とそこに至るプロセスが提示されていない。

本検討会では、今回の児童福祉法の改正に基づき、子どもが家庭で育つ権利を基本にしつつ、社会がその養育の一端を担うことが不可欠なことを踏まえ、分離ケアとしての社会的養護のみの観点からではなく、全ての家庭を対象にした社会的養育という観点でその在り方と実現の方向性を提示することとした。なお、その際に最も重要としたのは子どもからの視点である。

以下は、本検討会で最終的に提示すべき項目案である。

1. 法改正とその実装に関する評価
2. 社会的養育全体像とその達成プロセスへの提言
 - 1) 子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する(図1)
 - 2) それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言
 - 3) その実現へのプロセスを提言する
3. 社会的養育の基準（物理的基準からのケアの質の基準へ）
 - 1) 代替養育（分離ケア）・一時保護所に関する基準
 - (1) 最低基準項目の改定案の提示
 - (2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言
 - 2) 保育園等の協働養育についての養育の質の基準に対する提言
 - 3) 家庭養育に関しての支援とその基準
 - 4) 子どもの声を聞く、アドボケート制度の構築
4. 家庭への支援（市町村WGの成果を検討して提言）
 - 1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方
 - 2) 子ども家庭支援拠点のあり方に関する検討
 - 3) 通所措置（治療的デイケア）に向けての提言
 - 3) 児童家庭支援センターの改革（再定義？）の提言
 - 4) 特定妊婦のケアの在り方への提言（含：内密出産制度）
5. 児童相談所に関する改革（人材育成WGの成果を検討して提言）
 - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
 - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
 - 3) 機能分化や通告窓口の一本化を含めた児童相談所の役割のあり方に関する提言
 - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
 - 5) 子どもの権利保障のための児童福祉審議会の児童相談所の対応に関する審査
6. 社会的養護（インケア）
 - 1) 代替的養育（分離ケア）
 - (1) 改正児童福祉法第3条の2の定義

「家庭と同様の養育環境」「それが適当でない場合」「できるだけ良好な家庭的環境」

- (2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
 - (3) 子どもの意見表明権の保障、アドボケート制度の構築
 - (4) 包括的里親養育事業 (fostering agency) のガイドライン
 - (5) 里親制度：里親名称変更の提言・職業里親に関する検討・母子里親 等
 - (6) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
 - (7) 産前産後母子ホームのあり方の提言
 - (9) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
 - (10) 分離ケアを担う人材の研修方法に関する提言
- 2) 在宅での養育ケア
- (1) 在宅でのインケアとは
 - (2) 27条1項2号の措置とその委託 (在宅措置)
 - (3) 通所措置
- 3) 全体として
- (1) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
 - (2) アドミッションケア、インケア、リービングケアに関する提言

7. 一時保護（委託を含む）

- 1) 一時保護を行う場に関する提言
 - 一時保護所も代替的養育の指針にのっとって
- 2) 一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）

8. アフター・ケア

自立保障の在り方に関する提言とアフタケア・ガイドラインの作成

- 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
- 2) 継続的支援の保証
- 3) そのマネージメントを行う機関のありかた
- 4) 地域生活支援
- 5) 実家機能